

沖縄進入管制業務（嘉手納ラプコン）の移管の経緯

- 昭和 47 年 5 月 沖縄の日本本土復帰に伴い、沖縄航空管制に関する合意が締結され、那覇空港の飛行場管制業務は昭和 47 年に、沖縄周辺の航空路管制業務は昭和 49 年に米国から日本に移管されたが、沖縄本島上空及び周辺の進入管制業務については、日本が実施することができるまでの暫定期間、米国が実施することとされた。
- 平成 12 年 3 月 河野外務大臣・コーエン国防長官（当時）会談において、コーエン国防長官が「米軍の運用所要を満たすことを条件に返還する」旨表明。
- 平成 16 年 12 月 日米両政府は、おおむね 3 年後の移管を目指し、施設整備及び管制官訓練に着手する旨合意。
- 平成 20 年 1 月 日本側航空管制官の訓練が当初予定よりも進捗が遅れていることから、日米両政府は、平成 21 年度末までに移管を完了すること、運用所要を満たされることを前提にできるだけ早期の移管に向けて努力を継続することについて合意。